

視察委員会に関する「措置等報告評価検討会」の開催について

1 経緯・背景等

矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所）には、弁護士、医師、地域住民等から構成される「視察委員会」が置かれており、視察委員会は、その施設を視察し、その運営に関し、矯正施設の長に対して意見を述べています。

また、法務大臣は、毎年、視察委員会が矯正施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて矯正施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を「措置等報告書」として法務省ホームページに掲載しています。

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書において、刑事施設視察委員会制度の運用改善が求められたことから、令和6年度から、矯正局において、矯正施設の長が講じた措置が適切であったかを事後的に検証する過程において、学識経験者、実務家等の有識者の意見を聴くことを目的として、「措置等報告評価検討会」を設立し、令和6年8月30日に、第一回検討会を開催しました。

2 委員構成（五十音順）

○伊藤 茂樹 氏

駒澤大学総合教育研究部教授（専門分野：教育社会学）

矯正に関する政策研究会委員 等

○松田 美智子 氏

元東京矯正管区長

公益財団法人全国篤志面接委員連盟理事長 等

○宮園 久栄 氏

東洋学園大学特任教授（専門分野：刑事政策）

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会委員 等

○宮田 桂子 氏

弁護士、保護司

再犯防止推進計画等検討会委員 等

○山口 敏行 氏

東京慈恵会医科大学感染制御科教授

東日本成人矯正医療センター非常勤医師 等

3 令和6年度検討会の概要

令和6年8月30日に、令和6年度第一回措置等報告評価検討会を開催しました。同検討会委員からお示し頂いた主な御意見は次葉のとおりです。

矯正局において、施設の実情等も踏まえて対応の可否等について検討し、第二回検討会（令和7年1月又は2月開催を予定）において、回答することを予定しています。

【措置等報告評価検討会委員からお示し頂いた主な御意見】

- 呼称変更を始めとする組織風土の変革については、職員及び被収容者の納得感を得つつ、職員と被収容者との関係性が馴れ合いになっているとの誤解を生じないように、適切な距離感は保った上で、着実にこれを推進すること。また、その過程において、適切に記録・検証を行うこと。
- 職員の言動に関する意見が多く認められるところ、改善更生や社会復帰支援に従事する外部有識者の知見も借りて、人権研修等の充実を図ること。
- 物価高騰を踏まえ、食事の給与や冷暖房設備の使用、光熱水料等について必要な予算を確保するよう努めること。
- 視察委員会制度の充実を図るため、視察委員会に対して意見・提案書を提出しやすくすることや、矯正局・矯正施設と視察委員会との情報共有の促進について配慮すること。また、遠方に支所を有する視察委員会の負担軽減策を検討すること。
- 自弁物品の範囲や価格、入浴回数、食事の内容及び給与時間帯等について、社会一般と大きくかい離することのないよう、改善できる点はないか検討すること。
- 矯正医療を魅力ある職場とすることにより、准看護師の積極的な養成に努めるとともに、専門医の充足、電子カルテの導入などにより、医療体制の充実を図ること。
- 拘禁刑の施行を見据え、被収容者の特性に応じた個別処遇を充実させるとともに、規律面等の指導においても、その者の理解力等に応じて対応すること。また、作業報奨金の在り方についても検討すること。
- 昨今の教育教材については、紙媒体によるものから映像媒体等を活用したものに切り替わりつつあることも踏まえつつ、公費の通信教育の充実を図るとともに、私費の通信教育もできる限り許可すること。
- 本年10月から郵便料金に変更されることも踏まえ、外部交通の機会が減少することのないよう配慮すること。
- 性的マイノリティーの被収容者について、個別事情に応じて適切な処遇を行うこと。
- 少年院在院者に対するネットリテラシー教育や性教育を充実させること。
- 被収容者の視察委員会に対する意見提案書の投かん等に係る心理的障壁を下げるため、アンケートの実施等、各施設が工夫をこらしている点は、他施設においても参考とすべきである。
- 横浜少年鑑別所において実施している、女子の被収容少年の衛生面に配慮した物品の給与及び使用方法等のきめ細やかな説明については、他施設においても参考となる良好な取組といえる。